

愛媛県新規就農総合支援事業に係る研修機関認定要領

第1 趣旨

新規就農者育成総合対策実施要綱別表の事業内容の2のア及び農業人材力強化総合支援事業実施要綱別表事業内容の1のアに基づく、愛媛県が就農に有効と認める研修機関等について、次のとおり定める。

第2 本県が認める研修機関

- 1 愛媛県立農業大学校(総合農学科・アグリビジネス科)
- 2 愛媛県農林水産研究所(同研究所研修事業実施要領に定める研修場所)
- 3 県地方局農業振興課地域農業育成室及び支局地域農業育成室(各室研修事業実施要領に定める研修場所)
- 4 県知事が認定している愛媛県農業指導士及び愛媛県名誉農業指導士
- 5 保有する農用地、施設等を利用して農業の技術及び経営方法を実地に習得するための研修を行う市町研修機関、市町公社、農業協同組合、農業協同組合が議決権の過半を占めるJA出資型法人
- 6 概ね10年以上の営農経験を有し、地域の水準以上の経営実績を上げているなど優れた経営を行いつつ、研修受入れ体制が整っているものとして県が認定する農家、組織経営体
- 7 国(独立行政法人含む)の研修施設及び試験研究施設において研修生を受け入れている機関
- 8 公益社団法人国際農業者交流協会が行う農業研修生海外派遣事業の研修先
- 9 他の都道府県が認める農業研修機関

第3 認定の申請

- 1 第2の6の規定に基づく認定手続きは、次のとおりとする。
 - (1) 県の認定を希望する研修機関は、知事が別に定める日までに研修生受入研修機関認定申請書(別記様式第1号)を作成し、必要な書類を添付し、関係する市町及び地方局・支局を経由して知事へ申請する。
 - (2) 申請書を受けた市町は、その内容を確認し、適当と認められる場合は、研修機関に関する調書(別記様式第2号)を作成・添付し、所管する地方局農業振興課又は支局地域農業育成室へ提出する。
 - (3) 提出を受けた所管する地方局農業振興課長又は支局地域農業育成室長は、申請内容を確認し、研修機関に関する調書(別記様式第2号)を作成・添付し農地・担い手対策室長へ提出する。
- 2 認定期間中に、認定を受けた研修計画の研修内容を変更する場合は、第3の1の手順に準じて再申請を行うものとする。

第4 認定

- 1 知事は、申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認められる場合は研修機関として認定し、関係する市町長、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構理事長、所管する地方局農業振興課長又は支局地域農業育成室長へ

通知するとともに県HP上で公表する。

- 2 認定期間は、認定された研修制度が終了するまでとする。
- 3 県は必要に応じて第6の1に基づく基準を満たしているか立ち入り検査することができるものとする。

第5 継続研修機関

農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記1第6の1の(7)及び新規就農者確保加速化対策実施要綱別記1第6の7の(1)の規定による継続研修機関は、第2の県が認める研修機関とする。

第6 研修機関としての責務

- 1 「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業（研修農場の整備）における研修機関等の認定基準について」（令和4年3月29日付け3経営第3218号就農・女性課長通知）に掲げる基準をすべて満たすこと。
- 2 第2の4から6の規定に基づく研修機関は、第1の事業を実施する対象者の研修期間中に限り、毎年度の研修計画書（別記様式第3号）を当該年度の4月末日までに、また年度途中で研修を開始する場合は、研修開始後1か月以内に地方局・支局を通じて知事へ報告すること。
- 3 研修生を受け入れる場合は、研修生が作成する研修実施計画（新規就農者育成総合対策実施要綱別記2の別紙様式第1号）を提出させ、内容を確認し、適切な研修を実施する。
- 4 第6の1に掲げる基準を満たしているか確認するために県がおこなう立ち入り検査に協力すること。

第7 研修機関の認定取り消し

知事は、認定した研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、研修機関の認定を取り消すことができる。

- (1) 就農準備資金・経営開始資金及び農業次世代人材投資資金交付対象者との常勤の雇用契約を締結した場合（過去も含む）
- (2) 第6に示す研修機関としての責務を果たしていないと認められる場合
- (3) 虚偽の申請等を行った場合

第8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成24年6月25日から施行する。
- 2 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、平成30年4月2日から施行する。
- 6 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 7 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

- 8 この要領は、令和3年8月23日から施行する。
- 9 この要領は、令和4年2月10日から施行する。
- 10 この要領は、令和4年4月20日から施行する。

(別記様式第1号)

研修生受入研修機関認定申請書

愛媛県知事

様

令和 年 月 日

愛媛県新規就農総合支援事業の「研修機関」としての認定を申請します。

現住所	〒		電話
法人名			
氏名			
生年月日			
経営概況	営農類型		
	経営規模		
	作付面積		
	主要設備		
	主要農機具		
	年間所得(過去3年)	〇〇年度	〇,〇〇〇千円
		〇〇年度	〇,〇〇〇千円
		〇〇年度	〇,〇〇〇千円
主な技術			
雇用人員			
農業経験年数	年		
研修状況	※研修生受入について(過去・現状・予定を含む)記載		

※1 法人の場合のみ記入。なお、農業経営年数は代表者の年数を記入。

添付書類

別添1 研修計画書

別添2 確約書

別添3 過去3カ年の所得が確認できる書類

別添4 個人情報保護の同意書(別記様式第4号)

(別添1)

研 修 計 画

1 研修内容

※研修生に習得させる技術や指導手法について明記してください。

2 研修スケジュール

年 月	研修時間	内 容
○年○月		
○年○月		
研修時間計		

注1：2年間(又は1年間)の研修スケジュールを記載すること。

(別添2)

確 約 書
様

令和 年 月 日

愛媛県知事

住所：
[申請者]
氏名：
(生年月日： 年 月 日： 歳)

私は、「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業（研修農場の整備）における研修機関等の認定基準について」（令和4年3月29日付け3経営第3218号就農・女性課長通知）に掲げる基準をすべて満たしていることを確約します。

研修機関に関する調書

市町名

【市町記入欄】

1 申請者

住 所	
ふりがな 氏 名	

2 申請者の確認

確 認 項 目	(○・×)
① 地域の水準以上の経営実績を上げているか。	
② 認定農業者(農業経営基盤強化促進法)であるか。	
③ 「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業(研修農場の整備)における研修機関等の認定基準について」(令和4年3月29日付け3経営第3218号就農・女性課長通知)を全て満たしているか。	

3 研修機関認定に対する意見

--

【地方局・支局記入欄】

4 研修機関認定に関する意見

※ 当該先進農家の技術力や経営力、研修受入体制等について記載

〇〇地方局産業振興課長又は〇〇〇支局地域農業育成室長

(別記様式第3号)

研 修 計 画 書

令和 年 月 日

愛媛県知事

様

[研修機関名]

住所
氏名

このことについて、次のとおり研修生を受け入れますので研修計画を報告します。

記

1 研修対象者

氏名	研修期間	品目
	年 月 日～ 年 月 日	

添付書類

- 1 研修計画（新規就農者育成総合対策実施要綱別記2の別紙様式第1号の別添1）
- 2 第2の6に基づく研修機関は経営状況が確認できる書類（直近の決算書等）

個人情報保護の同意書

申請者各位

愛媛県

個人情報の保護に関する法律及び愛媛県個人情報保護条例、その他の法令の個人情報の保護に関する規定に基づき、事業において取得した各種申請書の個人情報について、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

記

業務内容	○研修機関の認定業務及びこれらに付随する業務 ○研修計画の認定業務及びこれらに付随する業務 ○県が実施する事業における各種申請に係る管理事務及びこれらに付随する業務 ○その他県が実施する業務及びこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む)
利用目的	県の業務に係る事業に関し、下記利用目的で利用いたします。 ○研修機関の認定やえひめ県農林漁業振興機構が実施する研修計画の申込受付のため ○本人確認法に基づく申請者の確認のため ○適合性の原則に照らした判断等、研修計画認定の業務に係る妥当性の判断のため ○研修希望者が充実した研修を実施することを目的に、HP等による研修機関の紹介のため ○与信に際して個人情報を県が設置する審査会に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
利用の制限	○上記目的以外については、本人の了解を得ての情報の提示を求める者以外に第三者へ提供いたしません。

以上

上記利用目的等の明示を受け、これを同意しました。

令和 年 月 日

住所：

氏名：

印